



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施及び告示の廃止 (統計分析課)	1
○令和3年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (3件) ( " )	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
◎港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の定め (港湾・海岸課)	2
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防政策課)	2
○事後調査報告書の縦覧 (自然共生課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出 (2件)	4
○政治団体の届出事項の異動の届出 (2件)	5
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	5
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	6
正 誤	
○正誤 (令3・10・29付け 告示)	7

告 示

高知県告示第967号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示し、令和2年10月高知県告示第814号(県統計調査の実施)は廃止する。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
「高知家の魚応援の店」で開催する高知フェアに関するアンケート調査

2 調査の目的

「高知家の魚応援の店」制度に登録している飲食店が開催する高知フェアの実績等を把握し、事業の効果及び今後開催する高知フェアに向けた取組内容の検討を行うための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域  
国内全域
- (2) 単位  
店

- (3) 属性  
「高知家の魚応援の店」制度に登録している高知県産品を取り扱う県外の飲食店等

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項  
ア 県産水産物の使用歴  
イ 高知フェアへの参加のきっかけ  
ウ 高知フェアにおけるメニューの提供数
- (2) その基準となる期日

調査日現在

5 報告を求める者

- (1) 数  
約300店
- (2) 選定方法  
県が作成した高知フェアに参加する「高知家の魚応援の店」のリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法  
オンラインによる調査

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期  
1年
- (2) 調査の実施期間  
毎年11月下旬から2月中旬まで

高知県告示第968号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 男子及び女子(令和4年3月及び4月採用予定)
- (1) 募集期間

随時(最終期限は、令和3年12月10日(金))

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	令和3年12月12日 (日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第969号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和3年10月14日に次のとおり認可した。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第510号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第5条第1項中「1,000円」を「2,000円」に改め、同項の表中「4,000円」を「3,000円」に改める。  
附則として次のように加える。  
この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和4年1月1日

高知県告示第970号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
- |     |         |
|-----|---------|
| 南国市 | 中 沢 勉   |
| 〃   | 細 川 眞   |
| 〃   | 森 国 真 道 |
- (2) 加入区の名称

十市加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 十市漁業協同組合  
 2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 令和3年11月19日から同年12月3日まで  
 (2) 縦覧場所  
 十市漁業協同組合

高知県告示第971号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高岡郡中土佐町	毛 利 英 喜
〃 〃	江 崎 和 仁
〃 〃	青 山 南 海 児

(2) 加入区の名称

上ノ加江加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年11月19日から同年12月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合上ノ加江支所

高知県告示第972号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高岡郡四万十町	山 崎 規 久 夫
〃 〃	山 下 皖 槩
〃 〃	山 野 上 伸 一

(2) 加入区の名称

志和加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年11月19日から同年12月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合志和支所

高知県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年11月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 土佐伊野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大内字 天神288番1から 吾川郡いの町大内字 城ヶ谷山3560番1まで	前	9.7 21.9	214
	後	11.9 33.0	214

高知県告示第974号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、昭和38年12月13日付け高知県公報号外69号の公告（港湾隣接地域の指定）で指定した港湾隣接地域（昭和46年3月31日付け高知県公報号外第33号の公告（高知港港湾隣接地域の指定の一部変更）、昭和53年2月24日付け高知県公報第6007号の公告（公告の一部訂正）、昭和54年3月6日付け高知県公報第6112号の公告（高知港港湾隣接地域の一部変更）、昭和62年4月3日付け高知県公報号外第44号の2の公告（公告（港湾隣接地域の指定）及び公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部変更）、平成20年6月13日付け高知県公報第9050号の公告（公告（港湾隣接地域の指定）及び公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部変更）、平成22年4月1日付け高知県公報号外第12号の公告（公告（港湾隣接

地域の指定）及び公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部変更）、平成28年11月22日付け高知県公報第9890号の公告（公告（港湾隣接地域の指定）の一部変更）及び令和3年6月8日付け高知県公報第10342号の公告（公告（港湾隣接地域の指定）及び公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部変更）による変更後のものをいう。）に接する昭和50年1月高知県告示第30号（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）で指定した海岸保全区域（昭和51年1月高知県告示第57号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和52年2月高知県告示第110号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和53年2月高知県告示第121号（告示（海岸保全区域の指定）の一部訂正）、昭和55年8月高知県告示第517号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和62年4月高知県告示第224号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、平成22年4月高知県告示第207号（告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正）、平成28年10月高知県告示第597号（告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正）及び平成31年2月高知県告示第68号（告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正）による改正後のものをいう。）のうち高知港海岸の桂浜、浦戸及び長浜地区（別図のとおりとする。）を高知港港湾管理者の長が管理する区域として定めることについて協議が成立したので、同条第8項の規定により告示する。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

（「別図」は、省略し、その関係書類を高知県土木部港湾・海岸課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
令和4年1月18日（火） 高知県立人権啓発センター	警報設備	午前9時から午後5時まで
令和4年1月19日（水） 〃	警報設備	〃
令和4年1月20日（木）	消火設備	〃

”		
令和4年1月21日（金）	避難設備・消 火器	”
”		

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部  
消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策  
課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、令和3年12月15日（水）から同月23日  
（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に受け付け  
る。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証  
紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課  
内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）



高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第33条  
第1項の規定により事後調査報告書の送付があったので、同条第  
2項の規定により次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供す  
る。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

1 都市計画決定権者の名称

高知県知事 濱田 省司

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

都市計画道路窪川佐賀線

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

ア 車線数

2車線

イ 概略の延長

約17.3キロメートル

ウ 設計速度

時速80キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

高岡郡四万十町平串から幡多郡黒潮町佐賀まで

4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認め  
られる地域の範囲

高岡郡四万十町及び幡多郡黒潮町

5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

高知県林業振興・環境部自然共生課並びに四万十町役場及  
び黒潮町役場

(2) 期間

令和3年11月19日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜  
日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）  
第3条に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

## 高知県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を 単位として設 けられる支部	届出年 月日
自由民主党高知県 第二選挙区支部 (尾崎 正直)	中村 文雄	高知市六泉寺町9-1	衆議院議員	○	令3・ 10・25

## 高知県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏 名	会計責任者 の氏名	主たる事務所 の所在地	届出 年月 日
水榮社	岡村 康史	山本 茂	四万十市竹島 931-1	令3 ・10 ・4
日本弁護士 政治連盟高 知支部	田村 裕	山口 剛史	高知市越前町 一丁目5番7 号	令3 ・10 ・12
大塚あきら 後援会	杉本 嘉宏	大塚 宣子	幡多郡三原村 宮ノ川字長田 山1442-13	令3 ・10 ・26

## 高知県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者の氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
自由民主党高知県衆議院比例区第二支部 (山本 有二)	政治団体の名称	自由民主党高知県第二選挙支部	自由民主党高知県衆議院比例区第二支部	令3・10・22

## 高知県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高知県理容政治連盟 (東崎 幸男)	異動なし	田上 武男	異動なし	令3・5・10
新			時久 恵一		

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年11月19日

高知県知事 濱田 省司

- 落札に係る購入物品の名称及び数量  
有害大気用ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日  
令和3年10月14日
- 落札者の氏名及び住所  
有限会社バイテック 高知市横内164番地1
- 落札金額  
38,940,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
令和3年8月6日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年11月19日

高知県警察本部長 熊坂 隆

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県警察本部庁舎で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ダイヤモンドパワー株式会社 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号
- 5 落札金額  
49,366,442円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和3年8月17日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令3・10・29	10383	○告示	5	右 (12)	<u>甲浦加入区</u>	橋浦加入区